

基本課題Ⅱ 教育・学習（男女平等意識をつくる）

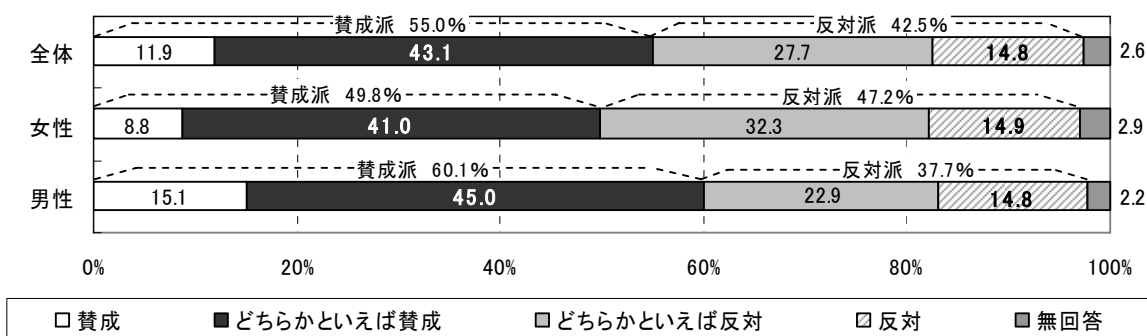
目標3 男女平等の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

【現状と課題】私たちの職場や家庭，地域社会においては，「男らしさ，女らしさ」という概念や「男は仕事，女は家庭」という性別役割分担意識，さらに制度・慣行の中に存在する女性への差別や偏見などが依然として残っています。

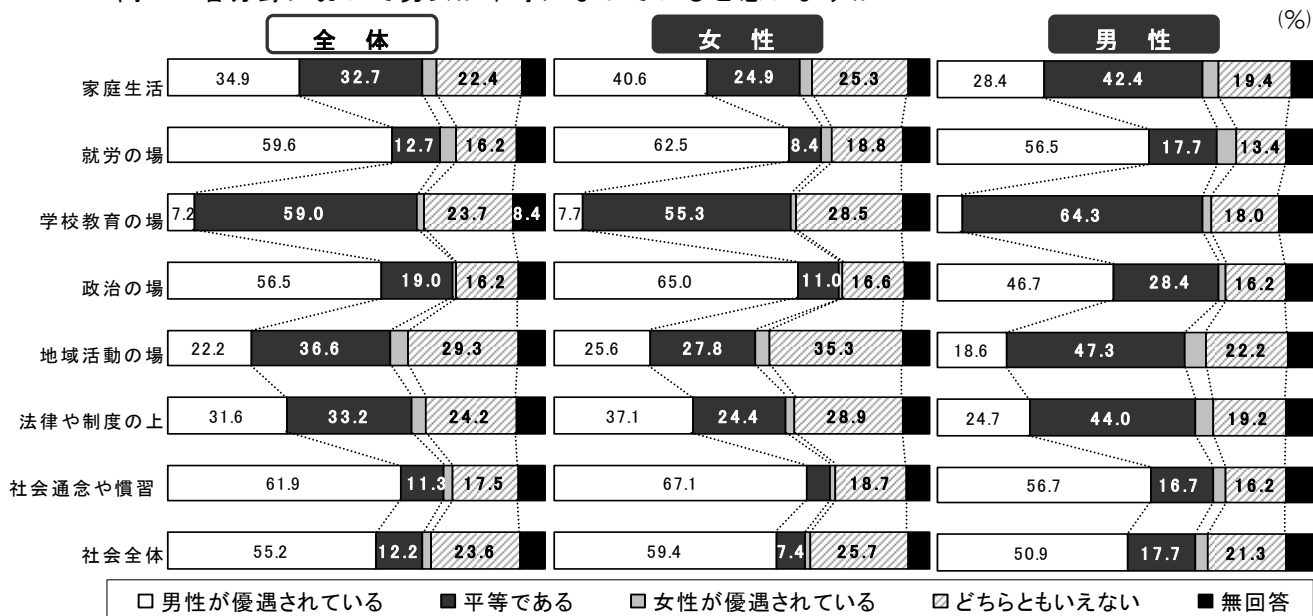
これらの意識や慣習が，女性の多様な生き方や社会参画，経済的自立を阻み，また男性の生活者としての自立を妨げる要因になっています。さらにこのことが子どもたちに影響を与え社会的性別（ジェンダー）の意識を再生産することとなります。

性別にかかわらず個人として尊重され，主体的に生き方を選択でき，その能力と個性を十分に発揮できる社会の実現のためには，社会的合意を得ながら社会的性別（ジェンダー）にとらわれない環境づくりや制度・慣行が機能するような配慮や見直しが求められています。

問 「男は外で働き，女は家庭を守るべきである」という考え方をあなたはどのように思いますか



問 各分野において男女が平等になっていると思いますか



「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成17年度

社会的性別（ジェンダー）

生物学的性別（セックス）に対して，社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念であり，それ自体に良い悪いの価値を含むものではない。

施 策	具 体 的 な 施 策	担当課
<p>(1) 男女平等意識をつくるための啓発活動の充実</p>	<p>①啓発事業の充実 男女共同参画社会，社会的性別（ジェンダー）にとらわれない環境づくりをテーマに講演会やシンポジウム等を開催し広く市民の参画を求めるとともに理解を深めるための啓発を行います。 ・ 講座，シンポジウム，イベントの実施 ・ 広報紙等による啓発</p> <p>②男女平等に関する条約，法令等の周知 男女平等社会の実現に向け，法や制度等の積極的な活用促進と理解を深めるための啓発に努めます。 ・ 広報紙等による法令等の周知 女子差別撤廃条約 憲法 男女共同参画社会基本法 男女雇用機会均等法 民法 育児・介護休業法 国籍法 DV防止法 年金制度 ・ 法制度に関する学習機会の充実</p> <p>③男女平等に関する研究と情報収集・提供 男女間格差や偏りを把握するため市民を対象に，男女平等に関する意識を調査・分析しその結果を各種事業に反映させていきます。 ・ 男女平等に関する意識調査の実施 ・ 男女別統計に関する情報収集</p>	<p>男女共同参画室 男女共同参画室</p> <p>男女共同参画室 ・ 関係部署</p> <p>関係部署</p> <p>男女共同参画室 男女共同参画室</p>
<p>(2) 男女平等の視点に立つ行政職員の育成</p>	<p>①職員研修の実施 あらゆる施策や事業を男女平等の視点に立って推進していくための職員研修を充実します。 ・ 女性問題に関する職員研修の充実 ・ セクハラ防止に関する研修の充実 ・ 次世代育成支援対策推進法の規定による柏市特定事業主行動計画に基づく研修の充実</p> <p>②性別にとらわれない職員の採用・配置 性別にとらわれない男女職員の登用，女性職員の職域拡大や能力が発揮できる機会の確保等に努めます。 ・ 性別にとらわれない職員の採用 ・ 女性職員の積極的な職務配置</p>	<p>人事課 人事課 人事課</p> <p>人事課 人事課</p>

<p>(3) 社会制度・慣行の見直し</p>	<p>①社会制度・慣行の見直し 社会制度・慣行について、男女平等の視点に立って調査研究し、社会的合意を得ながら必要に応じて関係機関へ働きかけます。 ・社会制度・慣行の調査研究</p> <div data-bbox="549 427 1129 595" style="border: 1px solid black; background-color: #ffff00; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>あなたができること ・啓発事業に参加してみましょう</p> </div>	<p>男女共同参画室</p>
------------------------	--	----------------